

○山口市災害復旧対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市災害復旧対策本部(以下「災害復旧対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長及び本部員)

第2条 災害復旧対策本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長をもって充てる。

3 本部長に事故あるときは、あらかじめその指名する本部員が、その職務を代理する。

4 本部員は、防災統括監、山口市災害対策本部の本部員及び現地対策本部長をもって充てる。

(組織)

第3条 災害復旧対策本部長は、災害復旧対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害復旧対策本部員は、災害復旧対策本部長の命を受け、災害復旧対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 災害復旧対策本部長は、必要と認めるときは、災害復旧対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害復旧対策本部員は、災害復旧対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害復旧対策本部長の指名する災害復旧対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地復旧対策本部)

第5条 災害復旧対策本部長は、必要と認めるときは、現地復旧対策本部を置くことができる。

2 現地復旧対策本部に、現地復旧対策本部長及び現地復旧対策本部員を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地復旧対策本部長は、現地復旧対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第6条 災害復旧対策本部の事務局長は市民安全部防災危機管理課長をもって充てる。

2 災害復旧対策本部の庶務は、市民安全部防災危機管理課において処理する

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、災害復旧対策本部に関し必要な事項は、災害復旧対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。